

答 申 書

事件番号令和 6 年度第 6 号
答申日令和 7 年 1 月 29 日
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

審査請求人 ○○（以下「審査請求人」という。）が令和 6 年 7 月 3 日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定処分（令和 6 年 4 月 19 日付け特別児童扶養手当認定通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要等

本件は、処分庁が令和 6 年 4 月 19 日付け○○号による特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「規則」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づいて行った本件処分に対し、令和 6 年 7 月 3 日に審査請求人が対象児童の障害の状態は 1 級相当であり、2 級相当と認定した本件処分は不相当であると主張して、処分の取消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

(1) 特別児童扶養手当は、特別児童手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づき、精神又は身体に障害を有する児童について支給するものであり、当該児童が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）別表第 3 の 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態にあると認定された場合に支給される。

規則第 1 条により、同手当に係る認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に支給対象障害児が上記の程度の障害の状態にあることに関する医師の診断書等を添えて提出することによって行わなければならないとされ、第 17 条第 1 項において、「都道府県知事は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、特別児童扶養手当認定通知書（中略）を当該受給資格者に交付しなければならない。」と規定している。

(2) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2 (4) は、「障害の認定は、

特別児童扶養手当認定診断書（中略）及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。」と規定している。

- (3) 令別表第3の1級又は2級に該当する障害の程度について、局長通知別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節の1は、「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」と規定している。

また、同節2E発達障害(3)は、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を障害の程度1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と規定している。

- (4) 認定要領3(1)により、都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（以下「障害認定審査医」という。）を置くこととされている。

2 処分内容及び理由

処分庁は、障害認定審査医による審査の結果、対象児童は令別表第3に定める障害の程度の2級に該当すると判断されたため、規則第17条第1項に基づき本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和6年7月3日、審査請求人から審査請求書が提出された。

令和6年7月25日、審理員が指名された。

令和6年8月23日、処分庁より弁明書が提出された。

令和6年9月6日、審査請求人より反論書が提出された。

令和6年11月8日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和7年1月8日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由から、対象児童の障害の状態は、令別表第3に定める1級の障害の状態に該当するものであるとして、本件処分の取消しを求める。

ア 対象児童は、障害の影響により、入浴の介助や着替えや歯磨き、トイレなど日常生活において毎日介助が必要であり、障害の程度の1級に相当する「日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの。」に該当する。

イ 対象児童が暴れたり突発的な危険な行動を取るなどの不適応行動に対応するために、常に審査請求人がついていなければならない状況であり、また、これらの行動のため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブが利用できない。「日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの。」に該当する。

ウ 主治医も1級相当であると判断をしている。

エ 審査請求人は対象児童への対応等により、仕事に就くことができず、経済的に困難な状況である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が委嘱している障害認定審査医は、認定請求書に添付された特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）を審査した結果、対象児童の障害等級について2級と判定した。

処分庁は、上記障害認定審査医の医学的判断に基づいて本件処分を行ったものであり、本件処分は適当である。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における論点整理

本件処分を行う基準のうち、2級相当であるという処分理由について、対象児童の障害の程度が1級の基準に該当するか否かについて判断する必要がある。

3 審理員意見書の理由

(1) 対象児童は、多動性行為障害、重篤気分調節症と診断されており、精神の障害に区分されるものである。

対象児童に対し、日常生活で母親が毎日介助し、通学等も突発的な危険な行動に対応するため、母親がついている状況であるなど、対象児童に対して手がかかり大変な状況であるが、「障害の状態の重い軽い」とことと「介助や世話が大変である」とことは別にして考えなくてはならない。

対象児童は介助や世話は大変であるものの、障害の状態は1級相当の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」であるとまではいえない。また、等級区分の判定は、障がい固定していないと判定できないが、認定要領では「症状が固定した」状態について、「症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病に関わりなく障害の状態が固定したときをいうものである」とされており、対象児童の行動上の問題は症状が安定しているとはいえず、また、回復する可能性が少なくなったともいえないことから、症状として固定しているわけではない。

以上より、診断書及び反論書等からの事実を判断すると、対象児童の障害の程度は、特別児童扶養手当の精神の障害認定基準の1級とされる「日常の用を弁ず

ることを不能ならしめる程度のもの」には該当しないと判定されることから、「日常生活の著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされる２級であると判断に至ったことに不合理な点は認められない。

- (2) 本件処分は、局長通知で規定されている障害認定審査医による医学的判断に基づいて行われたものであって、処分庁は、対象児童が令別表第３に定める障害の程度の２級に該当すると判断し、規則第１７条第１項に基づき、特別児童扶養手当認定通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

第６ 審査会の判断

１ 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第９条第１項及び第２項、第２９条第１項、第２項及び第５項等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

２ 論点整理

対象児童の障害の状態が令別表第３に定める２級の障害の状態に該当するかに係る審査が適正に行われたか判断する必要がある。

３ 論点に対する判断

- (1) 本件診断書の「現症」に係る記載のうち、⑬日常生活能力の程度について、食事、洗面、衣服、入浴の各項目に関して「自立」、排泄に関して「半介助」、睡眠に関して「時々不眠」、危険物に関して「大体わかる」と記載されていることが認められる。また、「身辺整理は普段は自立しているが、かんしゃくを起こすと退行したようになり排泄や着替えなどを拒否することがある」と記載されていることが認められる。

また、⑩問題行動及び習癖について、「自分の要求が通らないとかんしゃくを繰り返し、器物損壊や（中略）自傷、飛び出し行為が繰り返され、目が離せない状態が続いている。」と記載され、⑭要注意度について、「常に嚴重な注意を必要とする」と記載されていることが認められる。

- (2) 本件処分は、障害認定審査医において、本件診断書に係る事実を総合的に考慮した結果、対象児童の障害の程度について、当該診断書の内容から、発達障害に係る障害の程度１級とされる「社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」に該当せず、２級とされる「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当すると医学的に判断し、当該判断に基づいて処分庁が２級

の等級に係る認定処分を行ったものである。

前記第3の1(2)及び(4)に記載のとおり、認定要領2(4)及び3(1)により、特別児童扶養手当の支給に係る障害の認定は、障害認定審査医が診断書等によって行うこととされており、診断書の記載から令別表第3の2級に該当する程度の障害の状態にあると判定した障害認定審査医の判断に不合理な点は認められない。よって、審査請求人の主張である前記第4の1ア～ウについて理由がないと言うべきである。

(3) また、本件処分は、対象児童の障害の状態について判断するものであり、審査請求人の経済状態について判断するものではない。よって、審査請求人の主張エについて理由がないと言うべきである。

(4) 以上のとおり、本件処分は、障害認定審査医の医学的な判断に基づき行われたものであるところ、本件対象児童について、診断書の記載から令別表第3に定める障害の状態にないとして判定した障害認定審査医の判断に不合理な点は認められず、当該判断に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、規則第17条第1項に基づいて、受給資格の認定をしたことについて特別児童扶養手当認定通知書により審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫